

全国健康保険協会運営規則の一部変更について（案）

全国健康保険協会運営規則中、第 5 条及び第 11 条を変更し、附則を次のように定める。

第 2 章 健康保険業務

（医療情報基盤・診療報酬審査支払機構との契約）

第 5 条 協会は、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構との契約により、法第 76 条第 1 項に基づく審査及び支払の事務を委託することができる。

第 3 章 船員保険業務

（医療情報基盤・診療報酬審査支払機構との契約）

第 11 条 協会は、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構との契約により、船保法第 58 条第 1 項に基づく審査及び支払の事務を委託することができる。

附 則

この運営規則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

【変更理由】

社会保険診療報酬支払基金の組織名称変更に伴うもの。

全国健康保険協会運営規則 新旧対照表（改正部分のみ）

変 更 案	現 行
第2章 健康保険業務 (<u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>との契約) 第5条 協会は、<u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>との契約により、法第76条第1項に基づく審査及び支払の事務を委託することができる。 第3章 船員保険業務 (<u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>との契約) 第11条 協会は、<u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>との契約により、船保法第58条第1項に基づく審査及び支払の事務を委託することができる。 <u>附 則</u> <u>この運営規則は、令和8年10月1日から施行する。</u>	第2章 健康保険業務 (<u>社会保険診療報酬支払基金</u>との契約) 第5条 協会は、<u>社会保険診療報酬支払基金</u>との契約により、法第76条第1項に基づく審査及び支払の事務を委託することができる。 第3章 船員保険業務 (<u>社会保険診療報酬支払基金</u>との契約) 第11条 協会は、<u>社会保険診療報酬支払基金</u>との契約により、船保法第58条第1項に基づく審査及び支払の事務を委託することができる。